

第二次佐久市総合計画 策 定 方 針

平成 2 7 年 8 月



佐 久 市

1 計画策定の趣旨

【合併から10年間の歩み・第一次佐久市総合計画の策定と実施】

平成17年4月1日、佐久市・臼田町・浅科村・望月町の1市2町1村の合併により誕生した新「佐久市」では、旧4市町村の一体性の確保や地域の均衡ある発展を図るための「新市建設計画」に基づき、新市の施策を展開する上での最上位計画として「第一次佐久市総合計画（計画期間 平成19～28年度）」を策定して、将来都市像「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

また、平成23年11月には経済社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するため、「後期基本計画」を策定して、前期5年間の実績と評価をもとに全ての施策項目を再検討しました。

今年の4月には、新市誕生から10年目を迎えましたが、この間、この合併をまちづくりの好機と捉えて「第一次佐久市総合計画」に基づいた市民の暮らしに密着した各種施策の展開や施設整備を進めることによって、新たな佐久市の礎を築くことができました。

【人口減少の加速度的進行】

「10万都市」として誕生した佐久市の人口は、平成22年の100,552人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した方法によると、平成52年には85,000人程度に減少し、さらに平成72年には70,000人程度にまで減少すると推計されています。この急速な人口減少の加速化により、地域経済が縮小し、地域社会の維持に様々な課題が生じるという、これまでにない厳しい局面を迎えることから、将来の佐久市の持続的な発展に向け、人口減少社会への対応についてスピード感を持って、計画的に行っていく必要があります。

【将来を見据えた第二次佐久市総合計画の策定】

人口減少が加速化する中では、今まで以上に社会変化に対応した持続、発展できるまちづくりが求められています。

「第一次佐久市総合計画」の計画期間である10年間を含め、これまで築き上げた地域の強みや個性を生かすとともに、一人ひとりの暮らしを研ぎ澄ませ、住みやすさの質を高めていくことで、今の世代だけでなく、将来の世代も暮らしやすさ、豊かさを実感できる「選ばれるまち」づくりを進めるために、佐久市が目指す将来のまちの姿や、その実現のために必要な基本的施策を明確に示す「第二次佐久市総合計画（平成29～38年度）」を策定します。

2 策定に当たっての基本方針

(1) 人口減少を克服して活力ある地域であり続けるための計画づくり

人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化と、人々の交流のさらなる活性化により、佐久市が将来にわたって活力のある地域であり続けられるよう、次に掲げるまちづくりの視点に基づいた計画づくりを行います。

- ア 市民の暮らしを守り、研ぎ澄ますことで、暮らしやすさや豊かさを実感できるまちづくり
- イ 健康長寿や豊かな自然といった佐久市の特色や地域資源を生かしたまちづくり
- ウ 地域の強みや特徴を生かし、一層の「選択と集中」で磨き上げることで、地域の「特徴ある発展」に資するまちづくり
- エ 新幹線、高速道路などの高速交通ネットワークの結節点としての優位性を生かしたまちづくり
- オ 地域交通ネットワークの整備・活用により、市内各地域の結びつきや周辺自治体との連携を生かしたまちづくり

(2) 世界と結びつき、さらに発展するための計画づくり

第1次佐久市総合計画における将来都市像では、「10万都市、100万経済圏、1000万交流圏の拠点」を都市づくりの視点としていましたが、その後の企業の国内回帰の動きや、海外市場への進出といった、国内だけでなく、海外も視野に入れた取組を将来における新たな発展の萌芽として生かすことのできる計画づくりを行います。

(3) 10年を振り返り、10年先の飛躍につながる計画づくり

合併からの10年、第一次佐久市総合計画からの10年を検証して的確な現状把握を行います。また、合併特例の縮小による財源的な厳しさの中で限られた財源・人材等の資源を最大限に活用し、健全財政に配慮した計画的・効率的な行財政運営を図るため、施策への選択と集中により10年先の飛躍につながる計画づくりを行います。

(4) 情報公開と市民参加による計画づくり

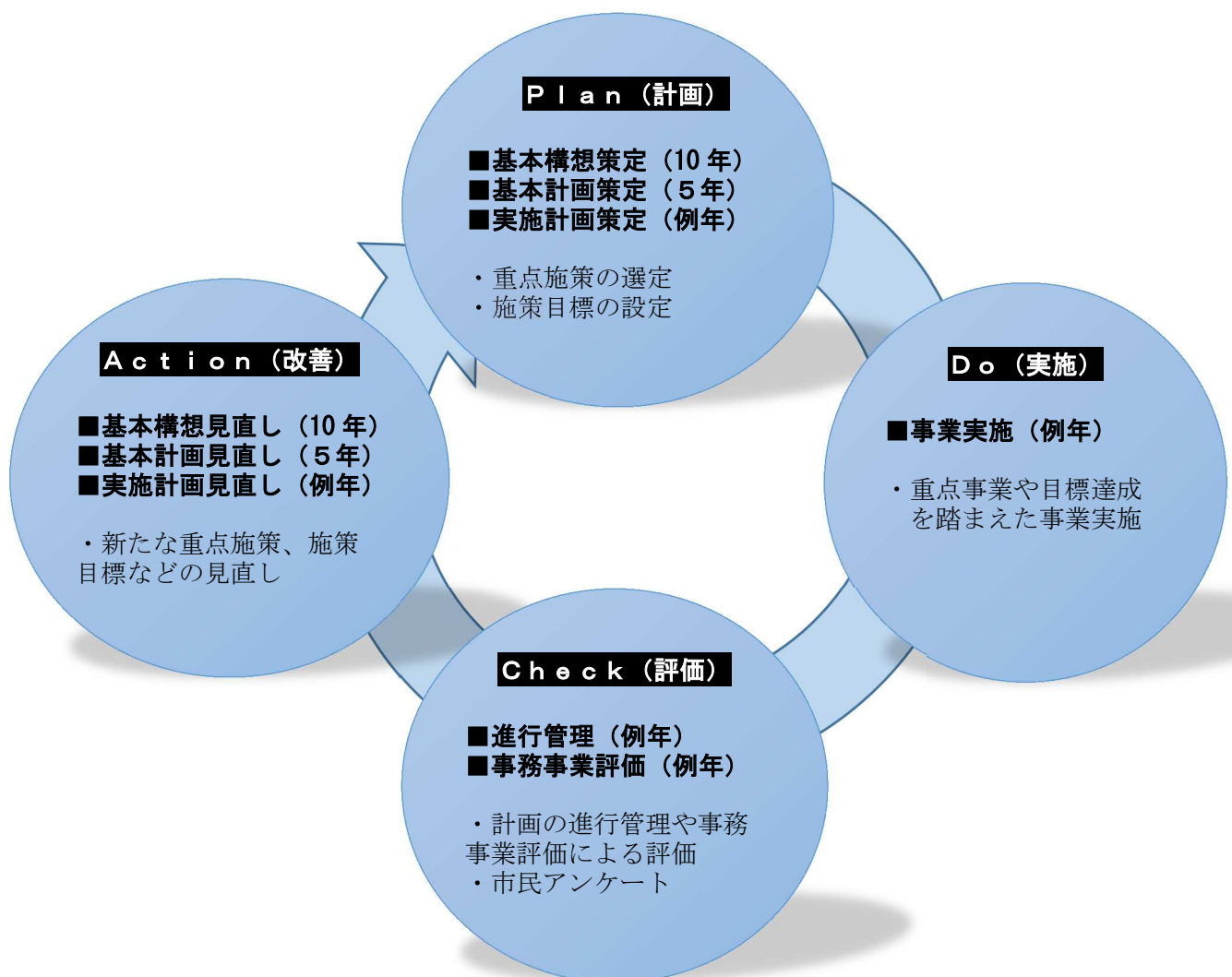
広報・ホームページ等の活用や、懇談会等の実施により、市民と行政の情報共有に努め、計画策定の透明性及び公平性の確保を図ります。また、審議会委員の公募や、市民意識調査、パブリックコメント等の実施により、計画策定段階から多くの市民の参画を得る中で、市民の意識・意見の把握や対話を通じ、現状と課題や目標等について共通の認識を持ち、市民と行政との協働による計画づくりを行います。

(5) 市民にとって分かりやすい計画づくり

可能な限り目標の明確化と成果指標の数値化を図り、達成状況や成果に基づく検証・評価を公表するなど、市民にとって分かりやすい計画づくりを行います。

(6) PDCAサイクルによる継続的な改善が可能な計画づくり

施策目標を盛り込むとともに、施策評価等による進行管理が可能な計画内容とすることで、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点に基づくPDCAサイクルの循環による継続的な改善を図ることができる計画づくりを行います。



3 計画策定の構成と期間

(1) 基本構想（計画期間 10年間 平成29年度～平成38年度）

時代の潮流や本市の特性を踏まえ、10年先の将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明らかにし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針とするものです。

(2) 基本計画（計画期間 5年間 前期 平成29年度～平成33年度 後期 平成34年度～平成38年度）

基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を実現するために、実施すべき具体的な施策の方向性と内容を示した計画です。

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、5年経過後に後期基本計画を策定します。

(3) 実施計画（計画期間 3年間）

基本計画に定められた施策に基づき、事業を計画的かつ効果的に推進するため、翌年度から始まる3年間の実施計画を、毎年度、作成します。

基本構想・基本計画とこの実施計画の連動によって、計画的に事業を展開します。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
基本構想	10年間									
基本計画	前期 5年間					後期 5年間				
実施計画	※翌年度から3年度分を策定し、毎年見直す									

「佐久市まち・ひと・しごと総合戦略」との関係

・平成27年度からの5年間を計画期間とする「佐久市まち・ひと・しごと総合戦略」において、「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に関する分野を先行的に企画、立案していることから、計画期間等の整合を図った上で、「佐久市まち・ひと・しごと総合戦略」に定められた内容を第二次佐久市総合計画に反映します。

4 計画策定の進め方

計画の策定に当たっては、多様な主体の参画により計画策定を進めます。

(1) 総合計画審議会

学識経験者や各種団体の代表、公募委員からなる総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議を行います。審議会には部会を設置して、全体審議のほか分野ごとの部会審議を行います。

(2) 市民意識調査（アンケート）

市民アンケートを実施し、これまでの市の取組や今後の取組などに対する意向を把握して計画に反映します。

(3) 住民説明会

住民説明会を開催し、計画策定に関する意見交換や説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し、情報を共有することで地域の実情を計画に反映します。

(4) 意見・提言募集（パブリックコメント等）

計画策定当初から、計画案に対する意見・提言を募集し、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するとともに、可能な限り計画に反映します。

また、市政モニターや出前講座から出される意見なども、可能な限り計画に反映します。

(5) 各種団体等からの意見聴取

各種団体等から意見聴取し、把握した意見や課題等を可能な限り計画に反映します。

5 策定体制

庁内における計画策定作業は、次の組織を中心として進めますが、職員は総合計画が本市の最上位計画として行政運営の基本方針となることを認識し、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の創意と叡智を結集し、計画策定にあたるものとします。

(1) 企画調整委員会

計画策定に関する調査・審議は、副市長を委員長とし、市長が任命した部長職により構成される企画調整委員会において行い、必要な調整を図ります。

(2) 企画調整幹事会、土地調整幹事会

計画策定に当たり、企画調整委員会が付託した事案や、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案については、企画課長を幹事長とし、市長が任命した課長職から構成される企画調整幹事会及び土地調整幹事会において調査及び検討を行います。

(3) 庁内プロジェクトチーム

政策課題に応じた庁内プロジェクトチームを組織し、計画策定に関する調査及び検討を行います。

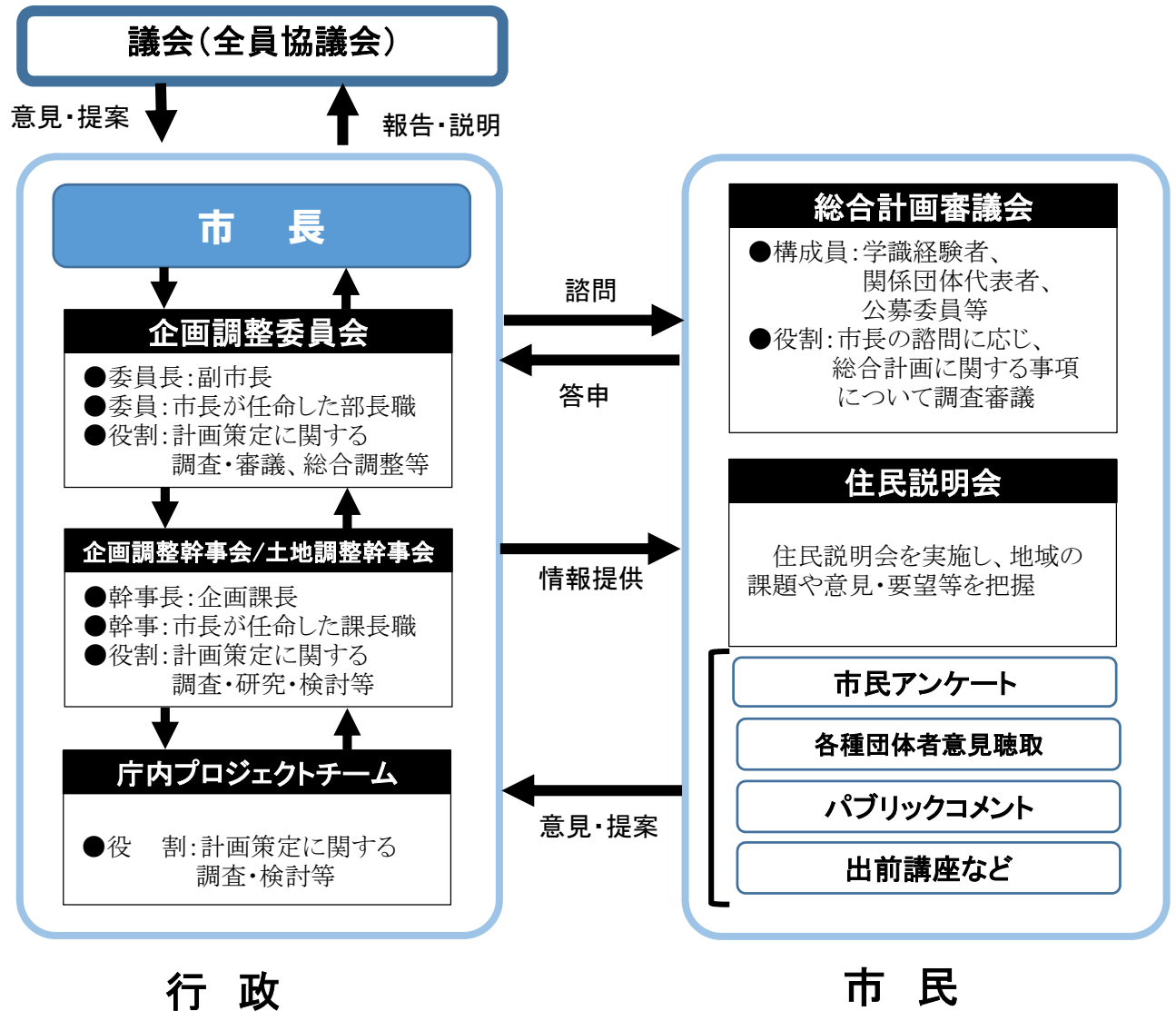
(4) 事務局

事務局を企画部企画課に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

6 市議会

市議会での基本構想の議決に先立ち、計画の策定段階に応じて、議会全員協議会において説明するなど、市民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。

【策定体制図】



7 策定スケジュール

平成27年度と平成28年度の2か年で策定します（「別紙1」参照）。

8 その他

国・県等の計画及び広域計画との整合性に配慮するとともに、他市町村との連携や機能分担などにも配慮するものとします。

このため、計画の区域は本市の行政区域を対象としますが、広域的な配慮を要する案件に関しては、区域外についても考慮します。

第二次佐久市総合計画策定スケジュール

